

地域歯科診療支援病院歯科初診料について

安心・安全な歯科医療環境の提供のため、歯科診療に係る『院内感染防止対策』を実施しています。

当院は以下の『歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）』を満たしています。

1. 当院では、口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者様ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染予防対策を講じています。
2. 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。
3. 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
4. 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。
5. 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施しています。
6. 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
7. 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されている。
8. 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき、装置・器具等を有している。また、自動体外式除細動器（AED）については保有していることが分かる院内掲示を行っています。

《備えている装置・器具》

- ・ 経皮的酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
- ・ 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの）
- ・ 血圧計
- ・ 救急蘇生セット
- ・ 歯科用吸引装置

9. 診療における偶発的等緊急時に円滑な対応をしています。

《対応例：緊急院内放送（コードブルー）》